

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に係る  
沖縄県危機管理対策本部会議

日 時： 令和5年5月29日(月)13:00～  
場 所： 県庁6階 第2特別会議室

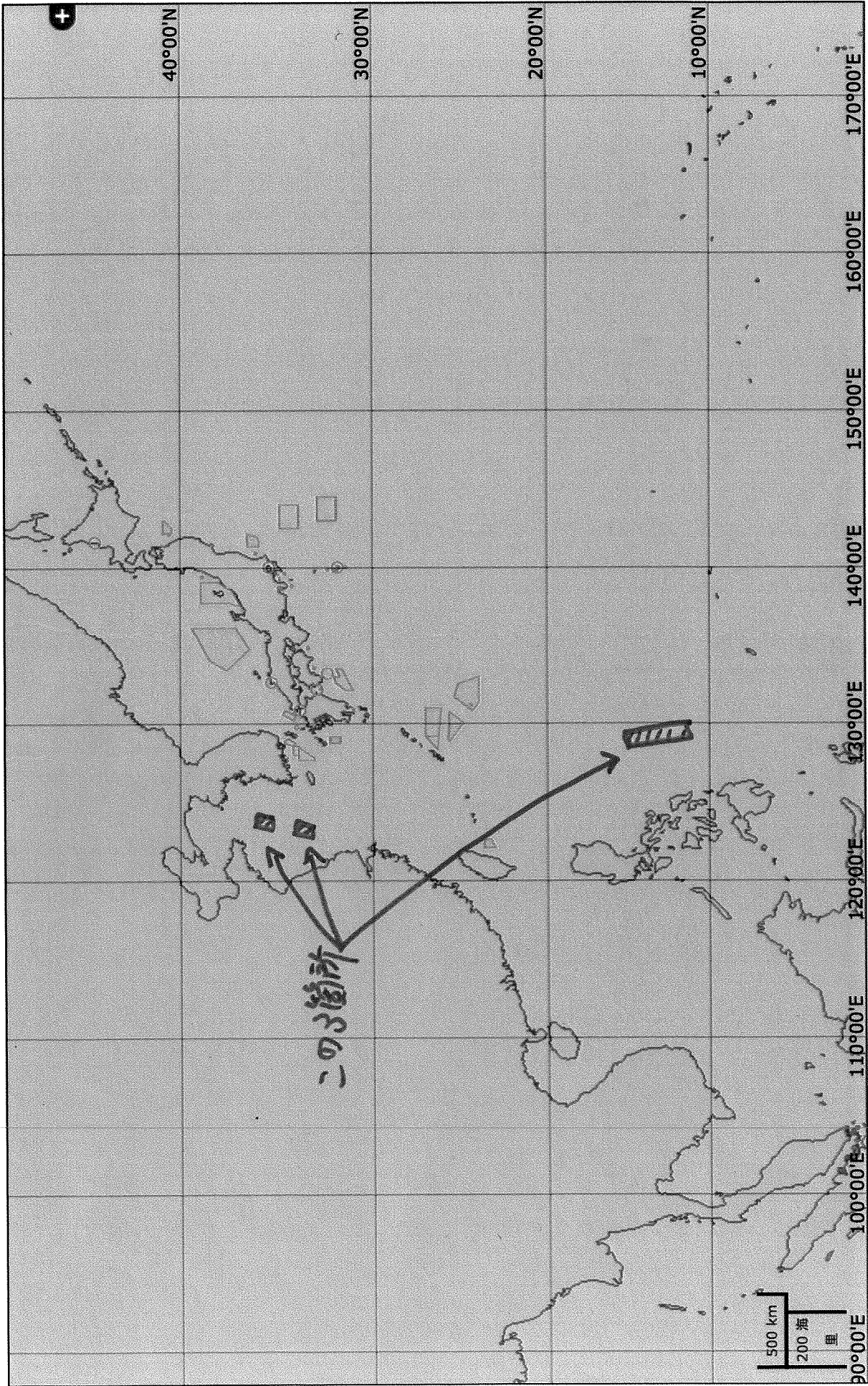
次 第

1 開 会

2 議 題

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に  
ついて

3 閉 会



海上保安庁ホーパレゾ引用

# 連絡

発出時間	送達確認	処理者
10:27	斐(一斉FAX)	島田

事務連絡  
令和5年5月29日

各都道府県防災・危機管理担当部局 御中

消防庁緊急事態調整本部

北朝鮮の「衛星」と称する弾道ミサイルの発射について (お知らせ)

標記について9時25分、別添のとおり内閣官房より公表されましたので情報提供いたします。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、この旨周知願います。

本件について、新たな情報があった場合は再度お知らせいたします。

<送信枚数>

本紙を含む 2 枚

<連絡先> 消防庁緊急事態調整本部

電話 03-5253-7551

FAX 03-5253-7543

消防庁宿日直者(夜間・休日)

電話 03-5253-7777

FAX 03-5253-7553

本情報は消防防災無線地上系一斉FAXで送信しています

(お知らせ)

令和5年5月29日  
内閣官房

1. 本日、北朝鮮より5月31日～6月11日の間に「衛星」と称する弾道ミサイルを発射することについて、通報があった。
2. 総理には、本件について直ちに報告を行い、
  - ① 関係省庁間で協力し情報収集・分析に万全を期し、国民に対して、適切に情報提供を行うこと
  - ② 米国や韓国等関係諸国と連携し、北朝鮮が発射を行わないよう、強く自制を求めること
  - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢を取ることの3点について指示があった。
3. 政府においては、防衛省・自衛隊において、これまでの一連の北朝鮮の動向を受け、既に弾道ミサイル等に対する破壊措置の準備に関する命令を発出し、沖縄県の地区へのPAC-3部隊の展開及びイージス艦の展開など所要の準備を行っていたところである。加えて、本日、官邸危機管理センターに設置している「北朝鮮情勢に関する官邸対策室」において、関係省庁からの情報を集約するとともに、関係省庁局長級会議を開催し、対応について協議を行った。
4. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。その上で、北朝鮮が「衛星」と称して弾道ミサイルの発射を強行することは、我が国の安全保障に対する重大な挑発行為である。またこのような発射は、「衛星」と称したとしても、北朝鮮による弾道ミサイル技術を使用したいかなる発射も禁止としている、関連する国連安保理決議に違反するものである。
5. 国民の生命・財産を守り抜くため、情報の収集・分析及び警戒監視に全力をあげるとともに、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとしたい。



思いつく

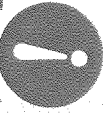


ミサイルが飛んでくるときには  
「アラート」が知らせてくれるよ!

- 外にあるスピーカーなどから、サイレンの音やメッセージが流れる
- 携帯電話やスマートフォンにメールが届く

# もしもアラートが流れたら...

やってみよう



外にいるときには  
(学校に行く途中や公園で遊んでいるときなど)

強い風やかげらを避けるために建物の中に入ろう



すぐに建物の中や地下へ避難できないときには、  
物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭を守る

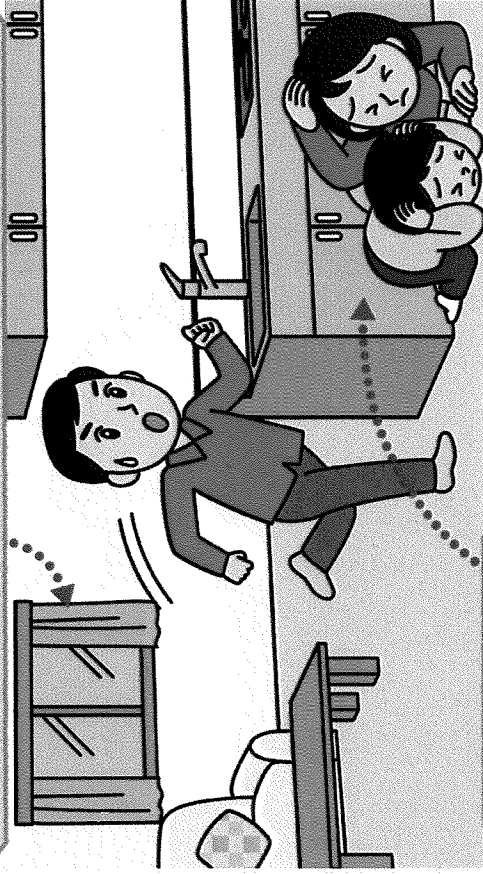


やってみよう



建物の中にいるときには  
(おうちの中や教室など)

窓ガラスが割れて、けがをすることもいから窓から離れよう



身を守る姿勢をとろう

学校にいるときには、先生のいう  
ことをよく聞いて身を守ろう





# 弾道ミサイル 落下時の行動

国民保護  
ポータルサイト



ミサイルが日本に落下する可能性がある場合、国は「アラート」を活用して防災行政無線で特別なサイレン音とメッセージを流すほか、緊急速報メール等による情報提供を行います。

## Jアラート



【例】直ちに避難。直ちに避難。直ちに建物の中、又は地下に避難してください。ミサイルが、●時●分頃、●●県周辺に落下するものとみられます。直ちに避難してください。

もしメッセージが流れたら  
落ち着いて、直ちに行動してください。

屋外に  
いる場合

### 近くの建物の中や地下に 避難する。

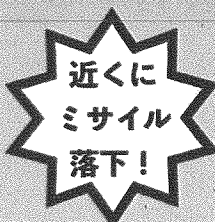
(注) できれば頑丈な建物が望ましいものの、近くになれば、それ以外の建物でも構いません。

建物が  
ない場合

### 物陰に身を隠すか、 地面に伏せて頭部を守る。

屋内に  
いる場合

### 窓から離れるか、 窓のない部屋に移動する。



- 屋外にいる場合：口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- 屋内にいる場合：換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

政府の最新情報は  
こちらをチェック



首相官邸  
ホームページ  
[www.kantei.go.jp/](http://www.kantei.go.jp/)



Twitterアカウント  
首相官邸災害・危機管理情報  
[@Kantei\\_Saigai](https://twitter.com/Kantei_Saigai)



# 弾道ミサイル攻撃を受けたとき 明暗を分けるのは避難行動

弾道ミサイルが着弾した場合、激しい爆風や破片などにより、身体へ大きな被害を受ける可能性があります。爆風や破片などから身を守るため、状況に応じた避難行動をとることが大切です！



\*イメージ

**屋外にいる場合**  
爆風や破片などを避ける

 近くの建物の中  
(できれば頑丈な建物)  
または 地下へ

もしも、近くに建物がない場合は

 物陰に身を隠す  
または  
地面に伏せ頭部を守る

**屋内にいる場合**  
爆風で割れた窓ガラスなどを避ける

 窓から離れる  
または  
窓がない部屋へ

## よくあるご意見と回答

Q1

Jアラートが流れた後に  
避難を始めても手遅れでしょう？

A. 避難行動にかけられる時間は限られたものですが、それでも、近くの建物の中や地下へ避難する、物陰に身を隠すなど、わずかな時間でもできることはあります。

Q3

地面に伏せる、頭部を守る……。それで、ミサイル攻撃から身を守れるとは思えません

A. 横(水平)方向に広がる爆風や飛散する破片等に対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、避難行動をとらない場合と比べれば被害を軽減できる可能性を高めることができます。

Q2

近所には、丈夫な建物も地下もなく、避難できる場所がありません

A. 横(水平)方向に広がる爆風や飛散する破片等に対して身体の衝突面を極力減らすことが重要なので、木造住宅へ避難するだけでも、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性が高まります。

Q4

避難したところで、弾道ミサイルが直撃したら何をやっても無意味では？

A. 弾道ミサイルによる被害の程度は、その威力などによりさまざまであり一概には言えませんが、地下への避難などの適切な避難行動をとることで、避難行動をとらない場合と比べて被害を軽減できる可能性を高めることができます。

詳しくは、内閣官房国民保護ポータルサイトへ

国民保護

検索

2018.4 作成

内閣官房

知防第338号  
令和5年5月29日

沖縄県危機管理対策本部副本部長  
沖縄県危機管理対策本部員  
沖縄県危機管理対策各地方本部長 } 殿

沖縄県危機管理対策本部長  
沖縄県知事 玉城 康裕  
(公印省略)

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に係る  
沖縄県危機管理対策本部及び地方本部の設置について（通知）

みだしのことについて、北朝鮮が令和5年5月31日から同年6月11日までの間に「人工衛星」と称するミサイルを発射することを発表したことに伴い、沖縄県危機管理対策本部設置要綱第1条の規定により「北朝鮮による『人工衛星』と称するミサイル発射に係る沖縄県危機管理対策本部」を設置したので通知します。

また、沖縄県危機管理対策本部設置要綱第5条の規定により下記のとおり地方本部を設置することとしましたので通知します。

危機管理対策本部及び危機管理対策地方本部を構成する関係各課等においては、所要の体制により対応をお願いします。

記

1 名称

(1) 本部

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に係る沖縄県危機管理対策本部

(2) 地方本部

北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射に係る沖縄県危機管理対策  
北部地方本部、中部地方本部、南部地方本部、宮古地方本部及び八重山地方本部

2 設置日時

令和5年5月29日8時45分

担 当	知事公室 防災危機管理課 防災危機管理班 菅野、新田
T E L	098-866-2143 (IP2088、2086)
F A X	098-866-3204



(あて先)

副本部長

照屋副知事

池田副知事

知事公室長 (危機管理監)

本部員

総務部長

企画部長

環境部長

子ども生活福祉部長

保健医療部長

農林水産部長

商工労働部長

文化観光スポーツ部長

土木建築部長

会計管理者

企業局長

教育長

病院事業局長

警察本部長

地方本部長

北部土木事務所長

中部土木事務所長

南部土木事務所長

宮古事務所長

八重山事務所長

知防第340号  
令和5年5月29日

沖縄県危機管理対策本部副本部長  
沖縄県危機管理対策本部員  
沖縄県危機管理対策各地方本部長 } 殿

沖縄県危機管理対策本部長  
沖縄県知事 玉城 康裕  
(公印省略)

令和5年度第1回 沖縄県危機管理対策本部会議の開催について (通知)

みだしのことについて、沖縄県危機管理対策本部設置要綱第4条第2項の規定により、  
沖縄県危機管理対策本部会議を下記のとおり開催します。  
つきましては、会議への出席をお願いいたします。

記

- 1 開催日時・場所  
日時：令和5年5月29日(月) 13:00~13:30  
場所：県庁6階 第2特別会議室
- 2 議題  
北朝鮮による「人工衛星」と称するミサイル発射について
- 3 留意事項  
(1) 会議は、報道関係機関等に対して全て公開とします。  
(2) 会議は防災服(上着のみ・夏服)で御出席願います。

担 当 知事公室 防災危機管理課  
防災危機管理班 菅野、新田  
T E L 098-866-2143 (IP2088、2086)  
F A X 098-866-3204